

土森委員長

ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。  
 本日は、議員定数等に関する規定、平成26年2月定例会で承認された議員定数問題等調査特別委員会報告及び議員定数問題等に関する検討課題等について御協議願うため、お集まりいただきました。  
 協議事項に入る前に、執行部職員の紹介をいたします。  
 公職選挙法の規定等について御説明いただくため、選挙管理委員会事務局の職員に出席していただいておりますので、ここで自己紹介をお願いします。

(選挙管理委員会成田書記長、自己紹介)

土森委員長

それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

**1. 議員定数等に関する規定について**

土森委員長

まず、議員定数等に関する規定についてであります。  
 最初に、地方自治法等の規定について、議事課長から説明をさせます。横田議事課長、説明願います。

横田議事課長

よろしく申し上げます。  
 それでは議員定数等に関する規定について説明させていただきます。  
 資料1、議員定数等に関する規定と見出しのある資料をごらんください。  
 まず、地方自治法第90条第1項の規定でございますが、「都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める」とされております。平成23年の法改正により定数の上限規定が廃止され、議員の定数は各地方公共団体の自主的な判断に委ねられることになっております。  
 1枚めくっていただきまして、次に高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例について、説明させていただきます。  
 先ほど説明いたしました地方自治法の規定を受けて、この条例の第1条で「高知県議会の議員の定数を37人と定める」と規定しております。また、第2条では選挙区と選挙区ごとの議員の数を規定しており、その内容は記載のとおりでございます。公職選挙法等の規定については選挙管理委員会事務局から説明がございましたので、省略させていただきます。  
 また、お手元の黄色いファイルの資料ですが、各都道府県の議員定数や常任委員会の委員定数、全国都道府県議会議長会の調査資料などをお配りしてありますので、今後の協議の参考にしていただけたらと存じます。  
 私からの説明は以上です。

土森委員長

次に、公職選挙法等の規定について、選挙管理委員会書記長から説明を受けたいと思います。成田書記長、お願いします。

成田選挙管理委員会書記長

県選挙管理委員会でございます。よろしくお願いたします。  
 私からは、公職選挙法に規定されております都道府県議会議員選挙の選挙区の設定に関する現行制度について説明いたします。お手元の資料2の1、都道府県議会

議員の選挙区設定の見直しの概要という資料をごらんください。この資料は、総務省が作成した資料でございます。現行の制度は、平成 25 年の大幅な改正後の制度でございますので、適宜、改正前の内容もあわせながら説明をさせていただきます。

まず、1 ページの上段枠囲みでございますが、平成 25 年の改正の趣旨でございます。平成の大合併を経て郡の存在意義が大きく変質している現状を踏まえて、見直しが行われたものでございます。具体的選挙区の設定につきましては、2 ページからの新旧対照表を使って説明いたします。2 ページをお開きください。

まず、原則でございます。

右側の欄は改正前についてのもので、「郡市の区域によること」とされておりまして。左側の平成 25 年の改正後は、①、②、③で書かれていることが基本とされました。①は「一の市の区域」、②は「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、③は「隣接する町村の区域を合わせた区域」でございます。

また選挙区については、「条例で定める」とされておりまして。ここで「隣接する」という言葉が出てまいりますが、飛び地になることなく、一まとまりになっていることを意味するものとされており、選挙区内の全ての市町村が互いに接しあっていることまでは必要とされているものではございません。

次に、その下の強制合区でございます。

右側の改正前は、「郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、条例で、隣接する郡市の区域と合区しなければならない」という規定でした。左側の改正後は、まず前段部分で、「選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない」と規定が追加されておりまして。このことから、先ほど原則で示されておりまして①から③の選挙区については、都道府県人口を都道府県議会の議員定数で除した数、すなわち議員 1 人当たりの人口の半数以上にならないということになります。この選挙区の人口を議員 1 人当たり人口で割ったものを議員配当基数と申します。

次に強制合区ですが、2 行目の後半部分、「この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設ける」とされておりまして、これが強制合区となります。

次にその下の任意合区です。

任意合区は郡市の区域という表現が違うのみで改正前も同様の内容ですので、改正後の左側で説明させていただきます。「一の市の区域における人口が議員一人当たりの人口の半数以上で議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる」とされておりまして。従前は「郡市の区域が」とされていましたが、新しい規定では「一の市の区域が」と規定されておりまして。

次に、町村の区域の取り扱いについてですが、この規定は、平成 25 年の改正にあわせて新設された規定でございます。

町村における特例といたしまして、1 つの町村の区域の議員配当基数が 0.5 以上であるとき、すなわち、「町村区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上である場合は、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる」とされておりまして。

次に 3 ページにお移りいただき、一番上の囲みでございます。改正前、右側の飛び地特例は郡単位の考え方の見直しによりまして廃止されておりまして。なお、左側、改正後をごらんいただくと改正法の施行日の前日に存在している飛び地については、当該選挙区の区域の変更が行われるまでの間は、その区域を 1 つの選挙区とす

ることができるという経過措置が設けられております。

次に、上から2つ目の衆議院小選挙区特例でございます。市町村の区域が衆議院小選挙区の区域により分断されている場合には、それぞれの区域を市町村の区域とみなすことができるというものでございます。

次に、特例選挙区でございますが、昭和41年1月1日現在で設置されている選挙区につきましては、当該選挙区における人口が議員1人当たり人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、選挙区を設けることができるということを特例で定めております。

次に、1つ飛ばしまして、選挙区設定の考慮事項でございます。

改正前は、強制合区、任意合区の考慮事項となっておりますが、規定の趣旨は、変わっておりません。先ほど御説明しました原則に基づいて選挙区を設定する場合や、強制合区、任意合区などにより選挙区を設定する場合に当たっては、行政区画、衆議院選挙区選出議員選出選挙の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮し、合理的に行わなければならないということが規定されております。

最後でございますが、定数の設定についてでございます。

都道府県議会議員の定数は、「条例で定める」こと、それから、各選挙区における議員の定数については、「人口に比例して定めなければならない」こと、またただし書きとしまして、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」という規定になっております。

以上が、平成25年の公職選挙法の改正後の選挙区設定のルールとなります。文字ばかりの説明ですので、少しイメージしやすくするために我々が図をつくっております。こちらの図で改めて説明させていただきたいと思っております。

資料2の2をごらんください。まず、1ページの市に関するルールでございます。

左上枠囲みの基本のルールは、1つの市の区域を選挙区とする。また、共通ですが、選挙区における議員配当基数は、0.5以上であることが求められます。また、市同士の合区のルールは、市は、議員配当基数が1未満でない隣接する市とは合区できない。星印のところですが、1つの選挙区に議員配当基数1以上の市は1つまでということが解釈としてのルールでございます。

図により順番に御説明します。なお、マルの中の数字は、議員配当基数として任意の数字を置いたものでございます。

まず、1の原則ですが、市は、原則として、単独で選挙区を構成するということになります。

次に、2の強制合区でございます。A市は配当基数が0.4で、0.5未満ですので、強制的に隣接する市町村と合区しなければならないということになります。これが強制合区になります。

次に3の任意合区でございます。A市は配当基数が0.7でございますので、0.5以上1未満となりますので、任意に隣接する市町村と必要に応じて合区できます。

以上が市に関する基本的なルールでございますが、実際の組み合わせにつきまして、下の合区的具体例で御説明申し上げます。

まず、左側の①の図をごらんください。A市、B市、C市の3市がございます。上には、A市、B市、C市で1つの選挙区を構成できないと記載しております。B市は基数が0.4であり、0.5未満でございますので、強制合区しなければなりません。この図のように、隣接しているA市とC市はともに議員配当基数1以上ですので、合区できるのは、いずれか1つの市のみとなります。従いまして、A市、B市、

C市で1つの選挙区を構成することはできないということになっております。この場合、できるのはA市、B市の組み合わせ、B市、C市の組み合わせとなります。

次に右の②の図をごらんください。この図では、議員配当基数が1以上の市が1つだけであれば、議員配当基数1未満の市とは、いくらでも合区が可能であるということを示したものでございます。この図は、議員配当基数が1未満のA市、B市、C市と1以上のD市について示したのですが、この場合の組み合わせとしましては、右の(ア)のところに記載しておりますが、議員配当基数が1未満の市は、隣接する市町村と合区できるということになっております。このため、A市は隣接するB市と、B市は隣接するA市又はC市と、C市は隣接するB市又はD市と合区することができます。また、(イ)に記載しておりますが、合区を複数、同時に行った場合、直接隣接していない市町村が数珠つなぎに合区して同じ選挙区を構成することが可能となっております。これによりまして、A市からC市の選挙区や、A市からD市まで4つの市で選挙区を形成することも可能となります。

以上が市に関するルールでございます。

1枚めくっていただき、町村に関するルールでございます。

町村に関する基本ルールとしましては、隣接する町村の区域を合わせた区域とすることができること、それから、1つの町村の議員配当基数が0.5以上であれば、町村単独での選挙区の設定も可能であること。また共通のルールとして、選挙区における議員配当基数は、0.5以上であることとなっております。

また、町村同士の合区のルールとしましては、隣接する町村は議員配当基数が1以上であっても自由に合区することが可能であること。また、郡が異なっている場合でも自由に合区が可能であるということでございます。

右下の図をごらんください。原則としましては、隣接する町村であれば、自由に選挙区を構成できることとなります。X町、Y町、Z村、W村、隣接する限り自由に選挙区を構成できます。

次に右上の図をごらんください。注意事項としまして、米印で記載しておりますが、隣接していない町村、飛び地は、合区できません。ただし書きは、経過措置でございます。法律の施行前に存在するものは、経過措置があるということであり

ます。

以上が町村に関するルールでございます。

最後に、3ページを開いていただき、市と町村に関するルールでございます。

まず、基本のルールとしまして、1つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域で選挙区を構成することができること、それから、共通のルールとして選挙区の議員配当基数は0.5以上であることとなっております。また、市と町村の合区のルールとしましては、星印にありますように1つの選挙区には、議員配当基数1以上の市は1つまでとなります。

合区的具体例を見てみます。右側の①の図ですが、これは配当基数が1以上のA市、B市、C市と町村であるX町、Y村が隣接している場合についてあらわしております。この場合、X町は、隣接しているA市又はB市のいずれかと合区することができます。またY村は、同じく隣接しているB市又はC市のいずれかと合区することができます。なお、A市、B市、C市はいずれも配当基数が1以上ですので、同一の選挙区は構成できません。この図の場合、X町、B市、Y村が可能な一番大きな選挙区の構成となります。

次に左下の②の図ですが、先程の①の図と異なる箇所は、A市の議員配当基数が

0.8でございまして、1未満であるというところです。この場合、X町は、先ほどと同じく隣接しているA市又はB市のいずれかと合区することができます。またY村は、隣接しているB市又はC市のいずれかと合区することができます。

ここまでは、図①と同じですが、このパターンに加えまして、X町につきましては、A市の議員配当基数が1未満であることによりまして、A市及びB市とで1つの選挙区を構成することができることとなります。また最大で、A市、X町、B市、Y村までの4団体で1つの選挙区を構成することが可能となっております。なお、B市とC市は議員配当基数がともに1以上であることから、同じ選挙区を構成することはできません。

最後に③の図でございまして。

この場合は、議員配当基数1以上の団体が、C市のみとなっております。

この場合、最大でA市からC市、X町、Y村までの5つの団体が1つの選挙区を構成することが可能でございます。またこの場合においては、数珠つなぎを含めて隣接している団体であれば、B市、Y村、C市とか、X町、B市、Y村など自由に組み合わせることが可能となります。

以上が選挙区の設定に関するルールの説明でございます。なお、資料2の3として、現行の選挙区の地図を添付しておりますので、御検討の際に御活用いただければと思います。

以上で、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

土森委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました各規定について、何か、質問はございませんか。

土森委員長

まず最初、私から聞きますが、現行の選挙区における議員配当基数について、0.5を切るところはありますか。

成田選挙管理  
委員会書記長

平成27年の国勢調査に置きかえた表が、議会事務局がつくられました資料5にあります。結論を申し上げますとございません。

土森委員長

質疑をどうぞ。

塚地委員

ありがとうございました。先ほどの資料で御説明いただいた3ページ、改正前もありましたが改正後の定数の設定、「おおむね人口を基準とし」について、おおむねの幅の一定の法的判断、判例などはありますか。

成田選挙管理  
委員会書記長

最終的に議会の御判断だろうと思いますが、人口を基準として設定するのが基本でございますので、その中で特に考慮すべき地域間の均衡や地域性などがあればできることになると思います。具体的な事例については示されていないと承知しております。

塚地委員

ありがとうございました。

池脇委員

先ほどのことですが、上に人口に比例して条例で定めなければならないとして、ただし、特別な事情がある場合はおおむね人口を基準としていけば事情によっては

	考慮しても構わないと。特別な事情とはどういったものが当てはまりますか。
成田選挙管理 委員会書記長	なかなか具体的なお話になりますので、ここで例示を申し上げるのは難しいと思いますが、例えば交通事情等だと思います。最終的には議会の御判断ということであまり具体的なものが想定されているものではないのではなかろうかと考えております。
池脇委員	判断するに当たっても、一定の基準がないとなかなか判断がしにくい。特例な事情の主なものは何なのか。上に考慮事項として、行政区画、衆議院小選挙区、地勢、交通等の事情が挙げられているが、こういうことになるのか。
成田選挙管理 委員会書記長	先ほど私も交通等と申し上げましたが、ここに書いてありますように、今、池脇委員がおっしゃったようなことが判断材料になると思われます。
土森委員長	ほかにありますか。
	(な し)
土森委員長	それでは、質疑を終わります。

**2. 平成 26 年 2 月定例会で承認された議員定数問題等調査特別委員会報告**

土森委員長	次に、平成 26 年 2 月定例会で承認された議員定数問題等調査特別委員会報告についてであります。 このことについて、議事課長に説明をさせます。横田議事課長、説明願います。
横田議事課長	資料 3、議員定数問題等調査特別委員会報告書をごらんください。1 枚めくっていただき、初めの鏡文及びこれまでの検討経過等については説明を省略させていただき、5 ページの II、特別委員会の検討課題から説明をさせていただきます。 まず、1 の議員定数であります。先ほど説明申し上げましたように、県が条例で自由に定めることができるとされておりまして、現行の定数を削減するのか、ふやすのか、あるいは据え置くのかといったことが、課題として上げられています。 次に、2 の選挙区及び選挙区別議員定数についてであります。まず調査検討の前提として、平成 25 年の公選法改正により、郡の制約が取り除かれましたので、これに基づく選挙区の抜本的な見直しを行うかどうかということが、課題として挙げられています。 そして、抜本的な選挙区の見直しを行わず、議員定数を現行のままとした場合の課題として、ここに挙げられていますが①公選法第 15 条第 3 項の規定による、土佐清水市選挙区の任意合区の問題、②公選法第 15 条第 4 項の規定による、黒潮町選挙区の任意合区の問題、1 つ飛ばして、④公選法第 15 条第 8 項ただし書の適用による、高知市選挙区、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区の問題などが審査されました。 その審査の概要は、6 ページの III、特別委員会の審査・調査の概要に記載されておりますが、時間の都合もありますので、説明は省略させていただきたいと存じます。お時間があるときにごらんいただけたらと思います。 この検討課題につきまして、最後に、9 ページの IV、まとめをごらんください。

審査の結果、まず1番、「議員定数は2人削減して37人とし、選挙区は現行どおりとする」ことが決められました。2番として、「土佐市選挙区の定数は、1人削減して1人とする」ことが決められました。3番として、「高岡郡選挙区の定数は、1人削減して3人とする」ことが決められました。4番として、「高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする」という結論が出されました。

この結論に基づき条例が改正され、平成27年4月に県議会議員選挙が実施されたところでもあります。

10ページをお開きください。最後の段落、上から3行目にありますように、特別委員会において「結果的には抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなった。このことにより、次の見直しの機会においては、選挙区等をゼロベースで見直していく作業が必要になる」と申し述べられています。さらに下から3行目の最後に「いろいろな観点から検討する必要があると思われるので、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながらの協議を行う必要がある」という2つの申し送りがなされております。

資料4、議員定数問題の経過については、これまでの検討経過をまとめたものでございますので、お時間があるときにごらんいただけたらと思います。

説明は、以上でございます。

土森委員長

それでは、質疑を行います、何かございませんか。

(なし)

土森委員長

質疑を終わります。

### 3. 議員定数問題等に関する検討課題

土森委員長

次に、議員定数問題等に関する検討課題についてであります。

このことについて、資料を作成しておりますので、議事課長に説明をさせます。横田議事課長、説明願います。

横田議事課長

資料5、高知県議会議員定数等試算表をごらんください。

この表の見方を説明させていただきます。この表は、議員定数と選挙区を現行のままとして、平成27年の国勢調査人口速報値の数値を当てはめると、どのようになるかを試算したものでございます。

左の欄から選挙区、選挙区を構成する市町村名、平成27年国勢調査人口速報値による市町村人口と選挙区人口を記載しております。

その次の欄は、選挙区の人口Aを議員1人当たりの人口で割ったものであり、各選挙区の議員数を算定する基礎的な数字となるものでございます。

この議員1人当たりの人口とは、表の下、欄外に記載しておりますように、国勢調査人口速報値で得られた県の総人口728,461人を、現在の議員定数37人で割ったものであり、19,688.1人となっております。

次の配当定数という枠の左端の基礎配当でございますが、先ほどの計算で導き出された数値の整数部分を取り出したもので、例えば高知市選挙区で見いただきますと計算では17.135となっておりますので、整数部分ということで17人となりま

す。なお、その下の室戸市・東洋町選挙区は0.818となっておりますが、このように1に満たないところは1人として計算しております。

次の調整配当の欄でございますが、基礎配当の数値を合計すると、一番下の計の欄にありますように34人となり、現在の定数37人に3人不足いたします。このため、先ほどの計算で導き出された数値の小数点部分に着目しまして、数値の大きいところから順位をつけて調整をするようにしております。

見ていただきますと順位の欄の1位の高岡郡、ここは小数点以下が919となっております。2位の四万十市、ここは小数点以下が743となっております。3位の香南市、ここは小数点以下が675となっております。この大きいところ3つに、それぞれ1人を割り振った結果がBの計の欄で、これで37人となり条例定数と合致する数字となっております。

これをそれぞれの選挙区の条例定数と比較しますと、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区が1人減、吾川郡選挙区が1人減という結果になっております。

次の議員1人当たり人口の欄は、各選挙区の人口を条例定数と配当定数で割ったもので、各選挙区における議員1人当たりの人口を示したものでございます。

その次の議員1人当たり人口較差の欄は、各選挙区の条例定数上の人口及び配当定数上の人口を選挙区人口の最も少ない奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区の人口で割ったもので、最も人口の少ない選挙区から見た比較を示したものでございます。

一例を申し上げますと、高知市選挙区は奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区から見て、条例定数で2.088倍、配当定数で1.842倍という差があることを示しています。

次に、資料6議員定数問題等に関する検討課題というA3の横長の資料をごらんください。先ほどの試算結果等を踏まえた検討課題を一覧表にしたものでございます。

まず一番上です。地方自治法上の検討課題として1の議員定数が挙げられます。先ほど申し上げましたとおり地方自治法第90条第1項の規定により「都道府県議会の議員の定数は、条例で定める」こととなっており、人数の制限はありません。この特別委員会において、現在、37人となっている議員定数を何人とするのか、御検討いただく必要があると思われま

す。

次に、公職選挙法上の検討課題でございます。2の選挙区であります。公職選挙法第15条第1項の規定により、先ほど説明がございましたが、郡の制約が撤廃され、1つの市の区域、1つの市と隣接する町村の区域、隣接する町村の区域の3つのパターンが考えられます。まず、「新たな選挙区をどうするのか」、御検討いただく必要があると存じます。

次に、3の強制合区であります。これについては、該当する市がございませんでしたので説明を省略させていただきます。

次に、4の市の区域の任意合区であります。これも説明がございましたように公職選挙法第15条第3項では、「一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる」と規定されております。先ほどの平成27年国勢調査人口速報値による試算では、室戸市、安芸市、土佐清水市がこれに該当いたします。現在、室戸市は東洋町と、安芸市は芸西村と選挙区を構成してお



りますが、「さらに隣接するエリアと任意の合区をするのか」、御検討いただく必要があると思われま。また、土佐清水市については、「引き続き単独選挙区とするのか、あるいは隣接エリアと任意の合区をするのか」、御検討いただく必要があると思われま。

次に、5の町村の区域の単独選挙区であります。公職選挙法第15条第4項では、「一の町村の区域の人口が、議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、一選挙区とすることができる」と規定されております。黒潮町は、この規定を適用して単独選挙区としておりますので、引き続き単独選挙区とするのか、御検討いただく必要があると思われま。

次に、6の衆議院小選挙区特例であります。これも先ほどの説明のとおりでございます。高知市は高知市第1区と高知市第2区に分割することが可能となっておりますが、過去2回の特別委員会においては、分区しないとの結論を得ているところでございます。

最後に、7のただし書きの適用でございます。公職選挙法第15条第8項は、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」としておりますが、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定数を定めることができる」とされております。

先ほどの試算のとおり議員定数と選挙区を現行のままとして、平成27年の国勢調査人口速報値の数値を当てはめると、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減となりますので、これについてただし書きの規定を適用するのか、御検討いただく必要があると思われま。

なお、米印に書いておりますが仮に総定数を37人として、ただし書きの適用により高知市選挙区を今までどおり15人で据え置き、選挙区を変更しないことを前提に試算すると、南国市選挙区が2人から3人の1増、宿毛市・大月町・三原村選挙区が2人から1人の1減で変わらず、吾川郡選挙区は現行どおりの2人となります。

説明は以上でございます。

土森委員長

それでは、質問等がございましたら、どうぞ。

(な し)

土森委員長

それでは質疑を終わります。

#### 4. 今後の委員会の進め方等

##### (1) 結論を出す期限

土森委員長

次に、今後の委員会の進め方等についてであります。

まず、結論を出す期限についてであります。

次期一般選挙は平成31年4月でありますので、県民への周知期間等を考慮しますと、遅くとも1年前の平成30年3月までには当委員会としての結論を出す必要があると思われまが、いかがでしょうか。

塚地委員

今の期限は遅くともということだと思われまが、決定してから1年ということになると、新たに立候補を予定される方にとっては選挙期間が厳しくなるのではない

- でしょうか。そういう意味で言うと、もう少し早めの結論のほうが。立候補される方の活動保証という点では、1年前というのは割と短期ではないかという気がします。
- 土森委員長      この30年3月ということが、最長、長くてもこれまで。当委員会が委員の皆様の御協力を得て、スムーズに決定していただければ、それ以前に終結することになると思います。そういうことでどうか。  
最終の期限を決めておくということです。よいね。
- 塚地委員      できれば、もう少し早い最終結論を出す方向が、周知という意味でも、有権者の皆さんの立候補の権利を保障する上でも、私は大事ではないかと思う。少なくともあと半年くらい猶予を持って、せめて1年半くらい前までに決定しないとなかなか大変ではないかと思う。  
これは持ち帰って検討してはいけませんか。きょう決めないといけませんか。
- 土森委員長      一応ね。きょうのところは、最長ということで。委員会の委員の皆さんの良識ある判断に基づいて、我々委員会が結論をスムーズに得ることを前提とした最終期日を決めているということです。これでよいか。
- 池脇委員      委員長がおっしゃるように30年3月を超えない形でしっかり議論をしようということ。議論の進行の中で塚地委員のおっしゃるような状況になれば判断してもよいのではないかと思うので、きょうの段階ではこれを超えない、これまでに結論を出すということでもいいと思う。
- 土森委員長      今、池脇委員から意見がありましたので、そのとおりに進めてまいりたいので、御了承願います。  
  
(了 承)
- 土森委員長      それでは、さよう決する。

## (2) 調査検討の基本的な考え方

### ○検討課題

- 土森委員長      次に、調査検討の基本的な考え方についてであります。  
前期特別委員会からは、公選法の改正に伴い、「次の見直しの機会においては、選挙区等をゼロベースで見直していく作業が必要になると思われ、さまざまな観点から検討するためには、第三者からの意見を広く聞きながらの協議を行う必要がある」との申し送りがされております。  
そのため、調査検討を進めるに当たっては、第三者の意見を参考にしながら協議していく必要があると考えております。それを踏まえた今後の調査検討における基本的な考え方を整理したいと思います。  
まず、検討課題についてであります。  
先ほど議事課長から説明のありました議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数は、相互に関連する課題でございます。このことから、今後調査検討を進めるに当たっ

て、これらは合わせて協議していくことが望ましいと考えられますが、御意見がありましたら、どうぞ。

(異議なし)

土森委員長

それでは、議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数は、合わせて協議していくこととするので、よろしく申し上げます。

今後の調査検討は、本日の資料をもとに各会派で基本的な考え方を御協議いただき、次回の委員会でそれぞれ御意見をお伺いした上で進めてまいりたいと思いますので、御了承願います。

(了 承)

#### ○第三者からの意見聴取

土森委員長

次に、第三者からの意見聴取についてであります。

第三者からの意見聴取の方法として、県内市町村長との意見交換を実施してはと存じます。

その対象市町村については、基本的には、次回の委員会でお伺いする各会派の御意見を踏まえた上で、特に検討課題を有すると思われる市町村にお伺いしてはと存じております。

つきましては、次回の委員会で、検討課題に対する各会派の御意見とあわせて、第三者からの意見聴取についての御意見も伺いたいと存じますので、よろしく御意見を伺いたします。

#### 5. その他

土森委員長

最後に、その他として、次回の委員会開催日についてであります。

次回の委員会では、検討課題についての各会派の基本的なお考えを伺い、第三者からの意見聴取について具体的に検討することとなりますので、開催日を決めておきたいと存じます。

なお、お手元に日程表をお配りしてありますが、9月定例会閉会日、予定案としては10月19日となっておりますが、その日の午後はいかがでしょう。

会派で調整することが必要だと思っておりますので、日程的にはこの日しかとれないと思っております。

(了 承)

土森委員長

それでは、次回の委員会は、10月19日閉会后。時間は、後日連絡させていただきます。

それぞれの会派で持ち帰り御検討願いたいと思います。